

岡山市における幼児死亡事例 検証報告書

平成24年3月

岡山市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会児童処遇部会

目 次

I 検証について	1
II 事例の概要	2
III 事実関係の検証	4
IV 再発防止に向けた提言	8

<参考資料>

1 岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会委員名簿	10
2 検証会議の開催経過	10
3 岡山市社会福祉審議会条例	11

I 検証について

1 検証の目的

平成23年8月、岡山市で発生した幼児死亡事件について、本件は本市行政機関に対し本児の状況について情報がなく、何らの手段を講じることもできないままに死亡という結果に至ったものであるが、なぜ本児の状況を把握することができなかつたのか、再発防止に向けて工夫すべき点はないかなど、児童虐待事例としてあらゆる角度から検証を行い、今後岡山市が児童虐待防止に向けて努めるべき必要な事項について提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

本市では、岡山市社会福祉審議会に児童福祉専門分科会を設置しており、児童の福祉に関する事項について調査審議を行うため児童処遇部会を置いている。

当部会は、平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき、児童虐待死亡事例等が発生した場合、再発防止に向けた検証を行うものである。

具体的には、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、必要に応じ関係者からヒアリングを行い、情報の収集及び整理を行う。

その情報を基に事実関係を明らかにし、分析を行うとともに、問題点や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、具体的な提言までを取りまとめた報告書を作成するものとする。

なお、プライバシー保護の観点から、会議は非公開とするが、審議の概要及び提言を含む報告書は市内各関係機関、国(厚生労働省)、県等に公表することとする。

II 事例の概要

1 事例の概要

平成23年8月7日頃から、本児が体調不良により抵抗力を失い肺炎を発症しているにも関わらず、両親は医師の診察を受けさせることなく不衛生な自宅に放置していた。

3日後の10日午後6時48分、本児が呼吸をしていないことに気づいた父親は119番通報するも、到着した救急隊員により死亡が確認された。

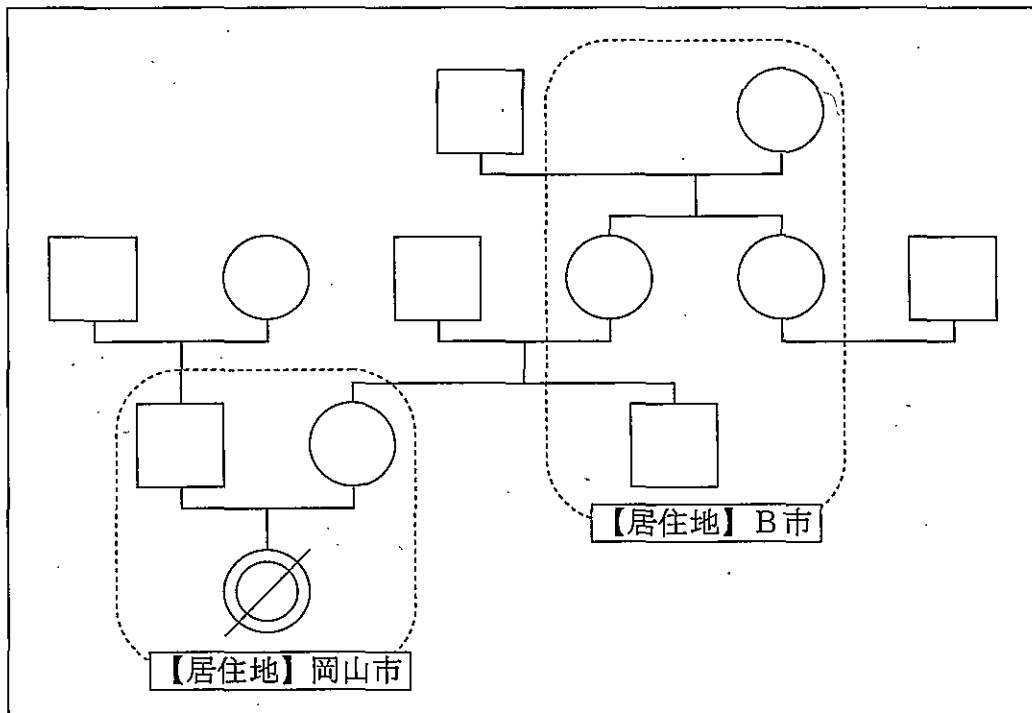
同年12月6日、両親は保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕される。

2 児童及び家族の状況（年齢等は事件当時）

父親（21歳）

母親（22歳）

本児（1歳6か月）



3 事例の経緯

平成22年1月31日 鳥取県B市で本児出生

平成22年2月8日 A市に出生届提出（居住はB市）

平成22年4月10日 両親・本児が岡山市へ転入

平成22年9月22日 B市の保育園に入園（住基は岡山市）

平成22年10月5日 本児のみB市へ転出（住基はB市）

平成22年12月上旬 岡山市内の保育園に入園（住基はB市）

平成23年5月末 保育園を退園

平成23年8月10日 肺炎により本児死亡

平成23年12月6日 保護責任者遺棄致死の疑いで両親を逮捕

※詳細は別表のとおり。

事例の経緯（別表）

時 期	本児の 月 齢	本児の住所		母親 の 住所	A市	岡山市		B市
		住基	居所			本児等の動き	通常のサービス	
H21. 6. 26 H22. 1. 31 H22. 2. 8 H22. 3. 2 H22. 3. 9 H22. 3. 10 H22. 3. 12 H22. 4. 上	0 か月 1 か月 2 か月 3 か月				(母)妊娠届け提出 →母子健康手帳取得、未婚、生活はB市実家 (母)出生届提出 保健師の訪問を拒否 その後、保健師が数回電話するが(留守電)返事なし 予防接種の件で保健師電話(留守電に) (母)電話 保健師の訪問を依頼 保健師がB市の曾祖母宅を訪問(母子面接、健保未加入) (母)転出届 保健師が転入先で乳幼児サービスの確認をするよう声をかける			市内医療機関で本児出産 出産した医療機関で1か月健康診査受診
H22. 4. 10 H22. 4. 15 H22. 4. 30 H22. 5. 6 H22. 7. 1	4 か月 6 か月	岡山市	岡山市	岡山市	両親と本児が転入(4.12届出) 3~5か月時健康診査対象(受診可能期間:5/1~7/30) *受診券再交付申請なし *3~5か月歳児健康診査未受診 本児の急性咽頭炎のため総合病院に入院(~18日) 予防接種手帳の再交付申請あり(電話) →予防接種手帳を送付(*予防接種未接種) 3か月になっていたため「こんにちは赤ちゃん事業」 対象者のリスト対象外 7・8か月児健康診査票送付(受診可能期間:7/31~9/30) *7・8か月児健康診査未受診	窓口で世帯構成にあわせた案内 転入の翌月に予防接種対象者がリストアップされ手帳を送付 「こんにちは赤ちゃん事業」対象者リスト打ち出し (対象:生後2か月以内の児童) 生後6か月で7・8か月児健康診査票個別郵送		
H22. 9. 21 H22. 9. 22 H22. 10. 1	8 か月 9 か月	岡山市	岡山市	岡山市			母と祖母が保育園(認可)を訪問し、入所を希望 祖母が入所申込書を市役所に提出 保育園入所決定 本児の急性咽頭炎のため、市内の医療機関で受診	
H22. 10. 5 H22. 10. 25 H22. 10. 31 H22. 11. 4 H22. 11. 10 H22. 12. 4	10 か月 11 か月	B市	B市	岡山市	本児転出(母届出)市外転出、母子保健事業サービスストップ 本児は12月10日に月齢10か月になるが転出のため 3~5か月児健康診査未受診者リスト対象外 7・8か月児健康診査継続者リスト対象外		本児のみ母実家曾祖母住居に転入 保健師が家庭訪問するも不在 (予防接種券、9か月健康診査の案内) 保健師が訪問し母子と面接(本児に気になる点は特になし) BCG予防接種案内送付 保育園退所	
H22. 12. 上 H22. 12. 10 H23. 1. 5 H23. 2. 15 H23. 5. 3 H23. 5 末 H23. 7. 8 H23. 8. 3 H23. 8. 10 H23. 8. 15	1 歳 1 歳 1 か月 1 歳 4 か月 1 歳 6 か月 1 歳 7 か月	B市	岡山市	岡山市	本児 市内の保育園(認可外)入所 5月末 本児保育園退所 市内にて本児死亡	H21年12月~H22年1月生まれの3~5か月児健康診査 未受診者のリスト打ち出し ⇒地区担当保健師が訪問・電話・手紙等で状況把握	麻疹・風しん予防接種券送付 本児の急性上気道炎のため、市内の医療機関で受診 本児の皮膚炎のため、市内の医療機関で受診 1歳6か月児健康診査案内送付 1歳6か月児健康診査未受診 1歳6か月児健康診査案内再度送付	

Ⅲ 事実関係の検証

1 概略

本児は生後2か月頃に両親とともに岡山市へ転入した。しかし、その6か月後に両親とは別に本児のみB市在住の曾祖母のもと（母方祖母の実家）へ転出し、B市の保育園に入園した。この時点で、岡山市としては本児は岡山市を離れたと認識した。

実際には、本児はその後2か月でB市の保育園を退園し、住民票はB市に置いたまま岡山市内の保育園に入園、両親と居住を始めた。

本児が岡山市に再度転居してきたことは、転入届等の手続きがなく、本児への虐待を疑うような情報も寄せられていなかったため、岡山市は本児死亡まで本児が市内に居住している事実を把握できなかった。

2 調査により明らかになった事実関係

本児の住民票：A市（平成22年1月31日～同年4月9日）

- 平成21年6月26日、A市に妊娠届けのため母親が来庁し、栄養士が面談
未婚ではあるが、相手もわかり、結婚の予定もあるとの話だった。同年7月には婚姻届を提出。
- 平成22年2月8日、本児の出生届（1月31日、B市内のC医療機関で出産）提出のため母親がA市に来庁
保健師が家庭訪問を働きかけたが、母親は「家に来てもらっては困る。」と答えた。その後、A市の保健師が家庭訪問の予定を立てるため電話連絡をするが、連絡がつかなかった。
- 平成22年3月12日、保健師が本児と母親に面接
母親に本児の予防接種のことを連絡したところ、来てほしいとのことで、A市の保健師がB市にある祖母の実家（母親の居所）へ家庭訪問を行った。

本児の住民票：岡山市（平成22年4月10日～同年10月4日）

- 平成22年4月10日、生後2か月でA市から岡山市へ両親と一緒に転入
岡山市では、転入時に世帯構成に応じた手続きの案内をしている。乳児健康診査の受診票つづりは交換方式になっているが、その後交換には来ていない。
- 平成22年4月30日、予防接種手帳を送付するも未接種
岡山市では、転入児の予防接種手帳は、転入の翌月（5月）にリストアップし送付することとなっているが、平成22年4月30日に、母親から送付依頼の電話連絡があったため、市保健所保健課から翌日郵送している。
その後本児は予防接種を受けていない。（※予防接種については、市から未接種者への勧奨は行っていない。）

○ 乳児家庭全戸訪問事業の対象者リストから外れる

岡山市では、生後2か月になる乳児のリストを作成し、生後4か月までに家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）を行っているが、本児の場合は、転入時点で生後2か月を超えていたため、対象者リストにあげられなかった。

○ 3～5か月児健康診査未受診者リストから外れる

本児の3～5か月児健康診査の受診可能期間は、5月1日から7月30日であったが、受診していない。岡山市では、未受診者リストを作成し発育、発達等状況確認を行っているが、この期間のリスト作成は12月であり、本児は10月5日にB市へ転出していたため、未受診者リストには上がってこなかった。

○ 平成22年7月1日、7・8か月児健康診査票を送付するも未受診

岡山市から7・8か月児健康診査票（受診可能期間：7月31日から9月30日）を送付しているが、受診していない。本市では、健診料の助成を行い受診を勧めているが、未受診者への受診勧奨は行っていない。

○ 平成22年9月22日、B市内の保育園に入園

平成22年9月21日に、母親と祖母がB市内の保育園に来園し、母親の暮らしが落ち着くまで本児をB市にある祖母の実家へ預けるということで、翌日から、B市内の保育園に入園させている。

○ 平成22年10月5日、本児の住民票をB市へ異動

本児のみ住民票を岡山市から祖母の実家であるB市に異動（母親は岡山市のまま）。本市では、病気や育児不安の相談、虐待等のリスクが高いケースについては、転出先の自治体へ連絡を入れることとしているが、両親との関わりがなく情報も持っていなかったため、B市に対して特に連絡はしていない。

本児の住民票：B市（平成22年10月5日～）

○ 平成22年11月4日、保健師が母親と本児に面接

B市では、本児の転入につき祖母から事前に相談があったため、B市の保健師が家庭を訪問。本児の成長などで特に気になることはなく、9か月児健康診査の受診と予防接種の案内をする。岡山市で両親とも働いており、岡山市での保育園探しの間、B市の祖母の実家で本児を預かってもらっているとのこと。

○ 平成22年12月4日、B市内の保育園を退園

平成22年12月3日、祖母が退園手続きのため保育園に来園し、母親の生活が落ち着き養育の目途が立ったとのことで、翌日、本児をB市内の保育園から退園させている。

○ 平成22年12月初旬、岡山市内の保育園へ入園

B市の保育園退園後、岡山市内の認可外保育園へ本児を入園させており、本児はB

市に住民票を置いたまま、岡山市内の母親のもとで生活することになった。

認可外保育園から岡山市に保育児童の情報提供をする義務はなく、岡山市は同保育園で本児が保育されている事実を認識できなかった。

保育園では、虐待を窺わせる様子は見受けられず、その後、平成23年5月末には保育園を退園している。

○ B市の医療機関で頻繁に受診

本児が岡山市に住民票を置いていた間で医療機関を受診したのは、入院のあった一度のみであり、B市の祖母の実家に預けられていた間では、居住していた3か月弱の短期間に、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、咽喉頭炎などによりB市内の医療機関に延べ14回通院している。その後、再度岡山市で生活するようになってからは、ほとんど通院しておらず、平成23年2月と5月の2回のみである。また、その2回はいずれもB市内の医療機関での受診となっている。

○ B市による行政サービスの継続

本児の住民票はB市にあるので、B市ではその後も祖母の実家へ、本児の予防接種券や健康診査の案内を送り続けていた。

○ 平成23年8月10日、本児死亡

平成23年8月10日、父親から本児が呼吸していないとの119番通報があり、駆けつけた救急隊員が死亡を確認。

両親は、居室内の片付けや掃除をほとんど行わず、生来病弱な本児を衛生状態の極めて劣悪な環境下に置いていたため、平成23年8月7日頃から本児は体調不良により抵抗力を失い肺炎を発症していたが、両親は何ら療養看護することなく、医師の診察も受けさせないで放置し、本児を死亡させたとして、後日、警察は両親を逮捕した。

死因は肺炎。死亡時の体重は9kg、身長80cm。栄養状態は普通。胃には内容物が無く、オムツは汚れ、尻がただれていた。身体的虐待の痕はなし。

3 見えてきたことから

通常、行政サービスは、住民票所在地において行われるものであり、岡山市においても、本児が住民票を置く間、母子保健事業を中心とした行政サービスの案内を行っていた。行政は、そのサービスを通じて子どもの成長や母親の様子を把握する機会を得られるが、本件については、住民票の異動のタイミング等から、関わりを持つことができなかった。

事実関係に沿って確認していくと、乳児家庭全戸訪問事業の対象者リストから漏れる時期に転入しており、その後も、予防接種を一度も受けていない。また、3～5か月児健康診査や7・8か月児健康診査が未受診であるなどのリスク要因があったが、結果として市の訪問には結びつかなかった。このため、転出先の自治体へリスクを持つケースとして申し送りをすることもできなかった。

また、本児が転出後、再度岡山市に戻った際には住民票を移さなかったため、行政サービスの案内が届かなくなり、行政等の見守りからも外れていたなど、行政サービ

ス上での関わりには限界があった。こうしたことから、本児の状況を把握することは、極めて困難であったと言わざるを得ない。

しかしながら、子どもの命を守ることを最優先課題として捉え、児童虐待を未然に防止していくためには、単に書類上の手続きに捕らわれることなく、居住する誰もが安心して暮らせる環境づくりが重要であり、その視点から、現行制度の中で限界はあったものの、何らかの工夫すべき点が見えてきた。

○行政の支援からの漏れを防ぐ工夫はできないか。

○住民票の異動の際には、他の市町村と連携するなどして、リスクを伴うであろう親子の情報を確実に伝達し、支援に役立てることはできないだろうか。

○様々な生活環境の中で、子育てに悩みをもつ親も多い。それを支援していくためにも、充実した子育て支援情報の提供は重要であり、子育てをする親に広く情報を発信していくことが必要ではないか。

○行政が虐待等気になる子どもの情報を得るために、近隣住民や身近な人達からできるだけ早く、確実に情報が届く環境づくりが必要ではないか。

IV 再発防止に向けた提言

本事例の検証を行う中で見えてきた工夫すべき課題について、岡山市に対して次のとおり予防的措置を含めた再発防止策を提言する。

1 行政による支援からの漏れを防ぐ取り組みの強化

本事例では、住民票の異動により、通常行う行政サービスからことごとく抜け落ちる結果となってしまった。

乳幼児健康診査の未受診は、子ども虐待のリスク要因の1つと考えられていることから、定期的な乳幼児健康診査を複数回続けて受診しない家庭に対しては、子どもの状況把握を徹底する必要がある。

また、転居等により所轄の変更を伴う場合の支援からの漏れを防ぐための方策について検討する必要もある。

(1) 乳幼児健康診査未受診者についてフォロー体制の充実

- ・乳幼児健康診査を受診していない家庭等の状況把握
- ・転出入や転居による所管の変更を伴う場合のフォロー体制について検討

(2) 転入時の母子保健事業の周知

- ・転入時の保護者に対しての周知を徹底
- ・受診券の交付もれが発生しないような仕組みを検討

2 子どもの異動に対応し得る市町村間の連携

(1) 転出先に情報提供できる取り組みの検討

虐待のリスク要因を持つ子どもの市町村間の異動において、確実に連絡できる仕組みを検討していく必要がある。

また、虐待とまでは言えない軽微なリスク要因の情報提供は、守秘義務違反に問われる恐れもあるため、法改正を含めた市町村の横断的なネットワーク推進について、国への要望を検討していく必要がある。

(2) 医療機関等との連携

早い段階からリスクを持つ親子を把握しておくことは、支援を提供していくうえで重要である。そのためには、生後初期段階で行う乳幼児健康診査での状況を把握し、必要な親子については情報共有しておくことが求められる。そのため市は、健診を行う医療機関とも十分な連携を図るとともに、健診の際も子どもの発達とあわせて親への支援の必要性についても把握しておく必要がある。

3 虐待の早期発見に向けた取り組みの強化

虐待の早期発見には地域での見守りが重要であり、市民に対して、虐待が日常的に起こりうるものであることや虐待がもたらす児童への深刻な影響等について、機会あるごとに啓発を図り、虐待の未然防止に取り組む必要がある。

(1) 通告義務・通告先等についての広報・啓発の充実

関係機関だけでなく、広く一般市民が児童虐待について考え行動する機運を高める啓発を実施していく必要がある。

地域や近隣住民など市民からの通告は重要であり、通告が子どもや保護者の支援につながることも含めて、あらためて相談・通告先を広く周知する必要があるが、とりわけ民生委員や主任児童委員、子どもの養育に関する事業を行う民間事業者などに対しては、特にこの点を徹底すべきである。

(2) 通告に対する理解の啓発

一般の市民は、通告や相談の電話をしたことを、周りの人や本人に知られてしまわないか、罪に問われたりしないかといった不安から躊躇してしまうことが多い。

このため、市民に虐待を発見したらすみやかに通告する義務があることを周知していくとともに、匿名による通報も受けており「通告者の氏名が明らかにされることはないこと」、「もし児童虐待でなかったとしても、善意の通告が罪に問われることはないこと」を、特に強く啓発していく必要がある。

(3) 保育現場からの情報提供及び相談機関への接続

子どもや保護者と接する機会の多い保育現場からの情報は、子どもの成長や子育てへの悩み等をかかえる保護者を把握するうえで、貴重な情報となるので、認可外保育園や事業所内保育施設においては、市は定期的な立ち入り調査の際の情報収集に努める必要がある。

また、これらの施設から、入所している子どもや保護者についての相談があれば、関係行政機関へ結びつける仕組みが必要である。さらに、虐待等に関する研修も実施し啓発していく必要がある。

4 子育て情報発信のための取り組みの強化

本事例では、家族で市外から転入してきており、育児について相談できる近親者が近くにおらず、家庭が孤立していた可能性が考えられる。

また、養育機関・教育機関等に所属していない乳幼児は、行政機関に情報が入り難くサポートが届かないことも多い。

そのため、地域で相談できる仕組みの充実や相談できる機関の周知、さらには相談や援助を自ら求めない人に対する情報提供方法等について、検討が必要である。

(1) 孤立防止に向けた地域づくり

虐待を未然に防ぐためには、要支援家庭に対して虐待に至る前に支援を行い、地域で孤立させないことが重要である。母子保健事業や、子育て相談機能を充実し、要支援家庭を必要な支援に繋ぐとともに、地域で子どもや保護者を支えていくための地域づくりをしていく必要がある。

(2) 情報提供のあり方

ネグレクト傾向の親は、子育て支援の情報を積極的に収集しようとしなかったことを認識し、育児に関する社会資源について繰り返し情報提供する仕組みを検討する必要がある。

また、子育ての苦勞を緩和し、不適切な養育に陥ることを防ぐためには、子どもを一時的に預けられる施設や相談窓口等について紹介していく必要があり、併せて保育園等を含め、子育て支援施設の拡充についても検討する必要がある。

<参考資料>

1 岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会委員名簿

氏名	役職等	備考
東條 光彦	岡山大学大学院教育学研究科 教授	部会長
中島 洋子	まな星クリニック 院長	副部会長
小池 将文	川崎医療福祉大学医療福祉学部 教授	
中原 隆志	中原隆志法律事務所 弁護士	
中西 美子	元岡山県保健福祉部福祉政策審議監	

2 検証会議の開催経過

第 1 回 平成24年 2月21日

- (1) 検証の目的・進め方・スケジュールの確認
- (2) 事例の概要・経過等の確認
- (3) 再発防止策の検討

第 2 回 平成24年 3月23日

- (1) 検証報告書(案)の検討

3 岡山市社会福祉審議会条例（平成12年3月22日市条例第1号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第2項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、岡山市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（調査審議事項の特例）

第2条 法第12条第1項の規定に基づき、審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させるものとする。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長職務を行う委員）

第4条 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

- 5 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集する。
- 6 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(部会)

第7条 児童福祉専門分科会に、児童の福祉に関する事項(里親の認定等に関する事項を除く。)の調査審議を行うため児童処遇部会を、里親の認定等に関する事項の調査審議を行うため里親部会を置く。

- 2 審議会は、前項に定めるもののほか、特に専門的な事項の調査審議を行う必要がある場合は、専門分科会に部会を置くことができる。
- 3 前2項の規定により設置する部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 4 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 5 前条第3項から第5項までの規定は、部会長について準用する。
- 6 審議会は、第1項及び第2項の規定により置かれる部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長、専門分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会及び専門分科会の会議(民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会審査部会並びに児童福祉専門分科会児童処遇部会及び里親部会の会議を除く。)は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事運営に関して必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年市条例第116号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年市条例第86号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

岡山市における幼児死亡事例検証報告書

平成 24 年 3 月発行

発行 岡山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童処遇部会
事務局

岡山市保健福祉局こども企画課

〒700-8554 岡山市北区大供一丁目 2 番 3 号

TEL 086(803)1220 FAX 086(225)4441

E-mail kodomokikaku@city.okayama.jp